

昨年度に引き続き、令和7年度も

小規模非住宅用地の

固定資産税・都市計画税を減免します 23区内

減 免 対 象 一画地における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち
200㎡までの部分
ただし、個人又は資本金・出資金の額が1億円以下の法人等が所有するものに
限ります。

減 免 割 合 固定資産税・都市計画税の税額の2割

減 免 手 続 減免を受けるためには、申請が必要です。申請期限は令和7年12月26日
(金)です。

まだ申請をしていない方で、小規模非住宅用地を所有していると思われる方
には、9月までに「固定資産税の減免手続きのご案内」をお送りしていま
す。減免の要件を確認のうえ、申請してください。

※ 同一区内で前年度に減免を受けた方で用途を変更していない方は、新たに
申請する必要はありません。

※ こちらの申請については、インターネットでのお手続きもできます。

【お問合せ先】土地が所在する区にある都税事務所